

平成30年（ワ）第1324号 不実告知等差止請求事件

原告 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

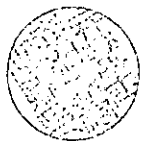
被告 株式会社関西住宅設備 外1名

## 準備書面（1）

平成30年11月20日

神戸地方裁判所 第4民事部合議係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 志 和 謙 祐



### 第1 請求の原因に対する認否

#### 1 「第1 当事者」について

##### (1) 「1 原告について」

不知。

##### (2) 「2 被告について」

認める。

#### 2 「第2 被告らによる不実告知」について

甲第3号証、甲第4号証の工事請負契約書が使用されていたことは認め、その余は否認する。なお、被告関西住宅設備は、既に工事請負契約書を修正し、現在はこれを使用している（乙1）。被告アールサービスも既に工事請負契約書を修正し、近日中には修正版を使用予定である。

したがって、将来に亘り、「クーリング・オフを妨げる目的で不実のことを告げる好意を現に行い又は行う恐れがある」という原告の主張

には全く理由がない状況となっている。

### 3 「第3 被告らによる威迫困惑」について

否認する。被告において調査をしたところ、甲5及び甲6記載のような事実は存しないということであった。もちろん、既に退職した従業員もおり、それらの人間に確認できていない部分もあるが、少なくとも現在被告に存在する従業員に確認した限りでは上記事実は存しないということであった。

また、甲5及び甲6は具体的な日時や当事者名が記載されていないなど、特定が著しく不十分である。これでは、被告らとして詳細な事実調査を行って反論することも困難である。

このような状況で、被告らが「クーリング・オフを妨げる目的での威迫困惑行為を現に行い又は行うおそれがある」とは到底言えない。

### 4 「第4 消費者契約法第41条第1項に基づく請求書の送付」について

認める。

### 5 「第5 まとめ」について

争う。

以上